

お知らせ版 No.1,463

2025年7月25日号

★発行／大石田町役場総務課

☎35-2111(内線218)

◎大石田町公式ホームページアドレス

<https://www.town.oishida.yamagata.jp>

保健福祉課から

目指せ！元気な百歳！

いきいき百歳体操のご案内

◆期 日／8月5日(火)、7日(木)、19日(火)、21日(木)、25日(月)

◆時 間／午前10時～1時間程度

◆場 所／虹のプラザ2階「中会議室」

■保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当

☎35-2111(内線135)

保健福祉課から

大石田町介護予防・日常生活支援総合事業
『なないろ運動教室』参加者募集

◆なないろ運動教室では／

ひとり一人の「体力と生活環境に合った体操」と「日常生活に必要な動作を想定した運動指導」を行います。週1回3か月間行い、運動習慣が定着することや社会参加、生活の質の向上を目標にしています。

◆運動教室の内容／

- ・健康チェック、健康講話
- ・筋力トレーニング、バランス運動、整理体操
- ・自宅でできる体操指導 など

◆対象者／

- ・要支援1・2の方
- ・65歳以上の方で、基本チェックリストに該当する方(ご相談ください)

●例えば、

- ・「最近、筋力が低下して長い時間歩けなくなってきた」
 - ・「退院したばかりで、体力が落ちた気がする」
 - ・「足腰が弱くなって、外出したくない」
- などの心配がある方は、ぜひご参加ください。

◆期 間／

令和7年9月～11月 毎週木曜日(月4回)

※10月は金曜日

◆時 間／午前9時30分～午前11時

◆場 所／大石田町保健センター(虹のプラザ内)

◆定 員／7名(送迎できます)

◆内 容／地域包括支援センターが作成したケアプランに基づく利用になります。

◆利用料金／1,000円/月

■保健福祉課 福祉グループ

☎35-2111(内線132)

町民税務課から

マイナンバーカードは更新の手続きが必要です

マイナンバーカードは、カード本体と、カードに搭載されている電子証明書、それぞれに有効期限が定められています。有効期限を過ぎると、マイナ保険証等の機能が利用できなくなります。有効期限前に、忘れずに更新の手続きを行いましょう。

◆マイナンバーカードと電子証明書の有効期限／

カード発行時点の年齢	マイナンバーカード本体の期限	電子証明書の期限
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日
18歳未満	5回目の誕生日(カードの更新が必要)	

◆電子証明書の更新／

有効期限3か月前になると「有効期限通知書」が届きますので、下記窓口で手続きをしてください。(持ち物)

①申請者本人が手続きする場合

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード設定済暗証番号
- ・有効期限通知書

②代理人が手続きをする場合(上記の3点に加えて)

- ・「署名用電子証明書・利用者用電子証明書照会書兼回答書」(案内に同封されています)
- ・代理人の本人確認書類(マイナンバーカード又は運転免許証)

◆マイナンバーカードの更新／

有効期限3か月前になると「有効期限通知書」が届きますので、下記の(1)又は(2)により手続きをしてください。(申請方法)

(1)申請者本人が窓口に来庁する場合

- ・マイナンバーカード
- ・「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書」(案内に同封されています)

※顔写真を役場でお撮りいたします。約1か月後、カードは自宅に郵送されます。

(2)申請者本人が来庁しない場合(①又は②)

①スマートフォンから申請

スマートフォンで顔写真を撮影し保存→有効期限通知書に同封の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書」の二次元コードをスマートフォンで読み取る→画面の指示に従い申請

②郵送で申請

「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書」(案内に同封されています)に顔写真を貼付、必要事項を記入し、同封の封筒に入れポストに投函。

※(2)の場合、約1か月後、案内が届いた後、本人が来庁しカードを受け取ります。ただし、高校生以下、75歳以上及び施設等入所中の方は、代理人が受取可能です。

■町民税務課 住民グループ

☎35-2111(内線122・123)

こんにちは☆地域包括支援センターです！

介護の相談をお受けいたします。

不安な介護を安心な介護に変えましょう

訪問介護、訪問ヘルパーをご存知ですか？

身体に関わる支援

- ・おむつ交換・排泄の支援
- ・食事のお手伝い
- ・着替えのお手伝い
- ・入浴、清拭のお手伝い
- ・薬の確認
- ・デイサービス利用時の準備
- ・通院などの付き添いなど

生活に関わる支援

(一人暮らしの方が利用できます)

- ・買い物のお手伝い
- ・調理・掃除・洗濯
- ・日常のゴミ出しのお手伝いなど

注意…利用者様ご本人の為の支援に限ります。

同居家族の世話、ペットの世話、窓ふき、ワックスがけなどの大掃除、普段使っていない場所の掃除、草取り等は介護保険上できませんので、ご了承ください。

大石田町内や尾花沢市、村山市、新庄市に訪問介護事業所があります。
要介護、要支援認定を受けた方が、訪問介護を利用することができます。

ご希望の事業所をご紹介します。

まずは介護保険の申請をしましょう。
ご相談は大石田町地域包括支援センターへ

【場 所】特別養護老人ホーム「仁風荘」内

【営業日】月曜日～土曜日 【営業時間】8:30～17:30

*8/13、8/16、12/31～1/3は休業日です。

☎36-1520



町営墓地に参拝される方へお知らせ

大石田小学校建築工事に伴い、町営墓地に隣接する駐車場が当面の間ご利用できない状況にあります。

参拝される方については、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解くださるようお願いいたします。

なお、駐車可能場所は下記のとおりとし、町営墓地までは側道に敷砂利を敷いて歩行できるようにしております。なお、敷地内の事故等の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

◆駐車可能場所

- (1)大石田中学校駐車場
- (2)スポーツ広場駐車スペース

■教育文化課 学校教育グループ

☎35-2111(内線252)

8月大高根演習場の使用予定のお知らせ

風向き等によって演習の騒音が聞こえる場合がありますのでお知らせします。

◆訓練実施日／1日～31日

■陸上自衛隊第20普通科連隊神町駐屯地
☎48-1151

大石田まつりに伴う虹のプラザ内施設の 休館お知らせ

◆休 館 日／8月16日(土)終日

◆休館施設／全館(町立図書館、子育て支援センターを含む)

■教育文化課 生涯学習グループ

☎35-2111(内線612)

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合から 建設工事等入札参加申請(追加)ご希望の方へお知らせ

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合では、令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格審査申請の追加受付を下記のとおり行います。

◆受付場所／尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 管理課

◆受付期間／令和7年8月1日(金)～令和7年8月18日(月) ※郵送の場合、当日消印有効

◆受付時間／午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

◆名簿登載期間等

受付区分	受付区分	受付期間	名簿登載期間
追加	大石田町・尾花沢市の業者 大石田町・尾花沢市以外の業者	令和7年8月1日～ 令和7年8月18日	令和7年12月1日～ 令和9年5月31日

※提出方法：大石田町・尾花沢市の業者は持参又は郵送、大石田町・尾花沢市以外の業者は郵送で提出(郵送の場合は当日消印有効)

※受付要項、提出書類等については、組合ホームページで確認してください。

■尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理課 ☎23-2161

〒999-4221 山形県尾花沢市大字尾花沢1706番地の4

町道南通線 通行規制のお知らせ

町道南通線の無散水消雪道路改良工事に伴い、以下のとおり通行規制を行います。期間中、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆規制箇所／町道南通線(右記参照)

◆規制期間／8月中旬から11月下旬までの期間(予定)

◆通行規制／片側交互通行規制(終日)

※時期により規制車線が変更となります。また、工事内容、進捗により一時的に規制を解除する場合があります。

◆施工業者／有限会社 一二三建設工業

☎35-3161

■建設課 建設グループ ☎35-2111(内線242)



大石田まつり 最上川花火大会

Information



◆ 8月15日(金) 維新祭
(JR大石田駅前広場)
・踊りの競演 午後3時

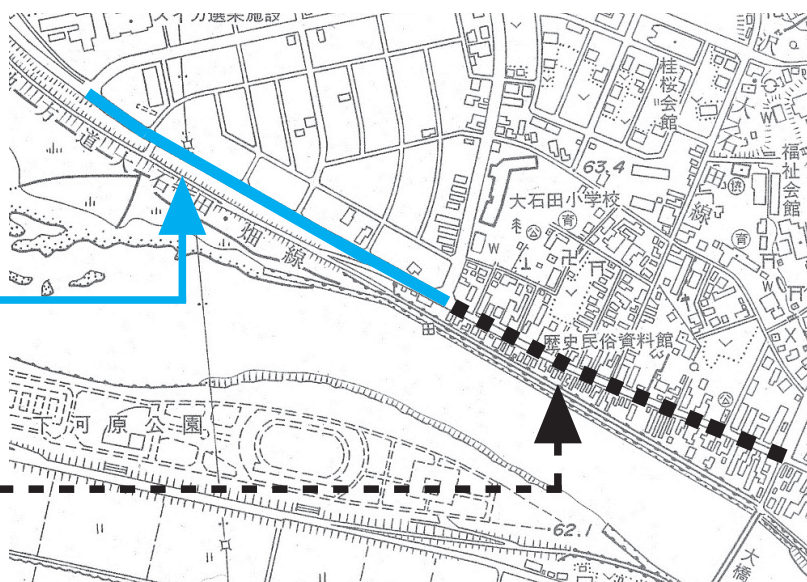
◆ 8月16日(土) 大石田まつり
(四日町・本町通り・最上川河畔)
・最上川花火大会 午後7時

☀ 大石田まつりの交通規制のお知らせ

大石田まつり最上川花火大会の開催に伴い、右図のとおり交通規制を行います。ご迷惑をおかけしますが、迂回による通行をお願いします。

交通規制『車両通行止め』
8月16日(土)
午後3時～午後10時

交通規制『車両通行止め』
【露店出店区域】
8月16日(土)
午前9時～午後10時



※上図の交通規制は、7月25日現在のものです。今後、規制箇所が増える場合は改めてお知らせします。

注意

町外からの露店商は本町通りの点線(---)表示区間のみ出店を許可しています。露店商出店のために私有地を貸し出すことは、トラブルの原因になりますので絶対に貸さないでください。

★交通規制区域にお住まいの方へ

交通規制区域にお住まいの方で、やむを得ず、道路を車両で通行しなければならない理由がある場合、通行許可証を発行します。通行許可証が必要な場合は、下記にお問い合わせください。

☀ 大石田まつり写真コンテスト作品募集！

- ◆ 募集内容 / ①大石田まつりの部、②維新祭の部
- ◆ 応募期限 / 9月12日(金)まで



▲詳細はこちらから

■大石田まつり委員会(大石田町産業振興課 商工観光グループ) ☎35-2111(内線145・146)
FAX:35-2118 E-mail: syokoka@town.oishida.yamagata.jp